

入院時食事療養費

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

入院時食事療養費(Ⅰ)の基準額 (1食につき)

	入院時食事療養 (Ⅰ)	特別食加算	食堂加算
① ②以外の食事療養を行う場合	730 円	76 円	50 円
② 流動食のみを提供する場合	665 円	なし	

入院時食事療養費(Ⅰ)の標準負担額 (1食につき)

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額 (1食当たり)	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)		550 円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	330 円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270 円
		過去1年間の入院期間が90日超	220 円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)		130 円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、
あるいは②老齢福祉年金受給権者